

平成23年度米消費拡大の取組方針(関東農政局)

第1(趣旨)

農林水産省では、食料自給率の向上に向け、戸別所得補償制度の導入、生産から加工、販売までを一体化する六次産業化の取組みを行うなかで、国産農産物の消費拡大を推進し、とりわけ米については「フード・アクション・ニッポン」、「マジごはん計画」及び「めざましごはんキャンペーン」等を展開し、米粉の利用拡大やごはん食の推進を図っているところである。

関東農政局としては、農林水産省の取組みと連携しつつ、「ごはん食の推進」、「米飯学校給食の推進」及び「米粉の利用拡大」を柱に以下のとおり一層の米の消費拡大を推進するものとする。

第2(取組み内容)

1 ごはん食の推進

(1) ごはん食推進のための実践的な取組

地域及び家庭でのごはん食を推進するために、地方自治体、JA、食生活改善推進員団体、栄養士会及び食品関係事業者等の協力を得て、以下のとおり取り組む。

ア 情報の受発信

米の消費拡大に有効な取組みやイベント開催等に関する情報を収集し、適時に提供する。

(ア) 情報の収集

- a イベント開催情報
- b 地域における米消費拡大の取組等の優良事例

(イ) 情報の発信

- a 広く国民に向けて、農政局ホームページへの掲載
- b JA女性部、食生活改善推進員団体及び栄養士会等へメールにより提供
- c 各種イベントや会議等の開催時にリーフレットや資料集を提供

イ 啓発ツールの作成

関東局独自の米の消費拡大の取組みとし、上期においては「私のお弁当レシピ集」下期においては「自慢の純米酒蔵元マップ集」を作成し、広く一般消費者等に提供していく。

(ア) 「私のお弁当レシピ集」の作成(上半期の取組み)

職場や学校での昼食は、食堂か買弁等が中心となり、これらはいきおい自身の嗜好を優先させることから、ややもすれば栄養バランスへの配慮という観点は二の次となる傾向にある。このようなことから、栄養バランスを優先し地元産食材の活用、更に

作る楽しさも味わうという自分のための家族のためのお弁当作りを実践してもらうことを目的に、以下に配慮し地域で活動している料理研究者や地元食材を使用した惣菜を製造販売している者等の協力を得て、「私のお弁当レシピ集」を作成する。

- a 栄養バランスに配慮
- b 地元産の食材を活用
- c 旬の食材を活用
- d 忙しい朝でも実践できる

(イ) 「自慢の純米酒蔵元マップ集」の作成(下半期の取組み)

国酒である清酒は、長い伝統に支えられバラエティ豊かで、特徴ある地域に根ざした蔵元さんにより醸造されていますが、このなかでも純米酒は米100%で醸されており米の良さがストレートに味わえかつ米の消費拡大に直結するというメリットもあります。ついては、管内各蔵元の自慢の純米酒の紹介及び各蔵元で使用している酒造好適米及びカケ米等を紹介する「自慢の純米酒蔵元マップ集」を作成する。

(2) めざましごはんキャンペーン(食品産業連携朝ごはん推進事業)を推進する取組

朝食欠食の改善及び米による日本型食生活の普及・啓発により食料自給率向上に寄与する活動を一層推進するために、主に朝食欠食率の高いとされる若い世代にアピールできる企業、団体、大学等に対し、地域の実情に応じて以下のとおり取り組む。

ア 日本の朝食欠食率の実態や朝食を摂取することの有用性等について「めざましごはんキャンペーンについて」の資料により理解を求める。

(ア) 朝食摂取の有用性とその効果に関する情報を社内報や機関紙等への掲載を依頼

(イ) 食堂を有する施設等に対し、食堂等での朝食提供を要請

(ウ) ノー残業デーや計画停電等の機会を捉えた、「家族揃って夕ごはん」の実践を啓発

(エ) 食品関係企業に対し、朝食市場(朝食欠食の規模(年間約56億食、約1.7兆円相当))への参入の働きかけあるいはキャンペーンへの参加を要請

なお、上記取り組みについては、一定期間経過した後に訪問等による意見交換を行い、キャンペーンの効果測定を行う。

イ キャンペーン啓発ツールを活用

(ア) 啓発効果の高いと思われる施設・食堂等へのキャンペーンポスター等の掲出

(イ) 公共施設等に設置の大型映像装置での映像(CM等)の放映

2 米飯学校給食の推進

都県、市区町村等の給食関係者や保護者、消費者団体及びJA等に対して米飯給食回数の増加に向けて以下のとおり取り組む。

(1) 米飯給食回数が週3回未満の市区町村への取組

- ア 米飯給食回数が週3回に達成した市区町村の事例を収集しパンフレットを作成して提供する。
- イ 「学校給食用等政府備蓄米交付制度」の活用を要請する。
- (2) 米飯給食回数が週3回以上を達成している市区町村に対する取組
 - ア 週3回を維持し週4回に向け更なる回数増加を要請する。
 - イ 米粉食品(パン、めん)の導入や食材としての米粉利用を要請する。
- (3) 保護者及び消費者団体、JA等に対する取組
 - ア 米飯給食の良さを説明し、市区町村に対して米飯給食回数の増加を要望してもらうように働きかける。
 - イ 米飯給食を推進するパンフレットを作成し各種イベントで配付する。
 - ウ 地産地消の推進等の食育の観点から、地場産米の学校給食への供給の有用性についてJA等に打診する。
- (4) 次世代米消費育成事業の取組
 - 農林水産省が取り組む次世代米消費育成事業の実施内容を、給食関係者に周知し参加を要請する。

3 米粉の利用拡大

関東米粉食品普及推進協議会会員(以下「会員」という。)の活動と連携等し、各都県の地域の実情に応じて以下のとおり取り組む。

- (1) 情報の受発信
 - ア 情報収集体制の整備
 - 担当職員は、自ら情報を収集すると共に、会員、地方自治体、JA及び食生活改善推進員団体等から、メールにより一定の様式をもって、月1回程度の情報提供が得られるよう体制を整備する。
 - イ 情報の収集
 - (ア) 料理講習会を含むイベント等の開催情報や米粉新食品情報
 - (イ) 米粉食品販売店舗情報及び六次産業化事例を含めた製造事業者情報
 - (ウ) 小型米粉製粉機を含む米粉食品製造機械に関する情報
 - (エ) フード・アクション・ニッポン(米粉倶楽部)に関する情報
 - (オ) 当局管内における消費段階での米粉使用量
 - ウ 情報の発信
 - (ア) 農政局ホームページや、月2回配信する米粉メールマガジンへ掲載
 - (イ) 地域で活動する食生活改善推進員や栄養士等へメール等で提供
 - (ウ) 各種イベントや会議等で提供
- (2) 米粉料理教室の開催等
 - ア 会員による米粉料理教室開催

- イ 米粉料理教室主催者の求めに応じて会員を講師として派遣
- (3) 米粉食品製造事業者の拡大
 - ア JA直売所等へ小型製粉機導入を要請
 - イ 製粉メーカー等と連携し、食品製造及び提供事業者等対象の米粉食品勉強会開催
- (4) 都県で推進している米粉利用拡大に係る協議会等の取組への積極的参画
 - ア フードックスジャパンへ出展している地域ブースへの都県協議会の参入
 - イ 外食産業フェア等主要食品産業展への参加